

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

2012年10月1日施行の「改正労働者派遣法」により、派遣元事業主には、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の公開が義務付けられました。（法第23条第5項）このマージン率は、次の計算式により算出したものです。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

対象期間	2024年4月1日～2025年3月31日
派遣労働者数	4人
派遣先事業所数	3件
派遣料金の平均額	45,411円（1日8時間当たり）
派遣労働者の賃金の平均額	27,563円（1日8時間当たり）
マージン率	39.3% ※マージンには派遣元事業主として会社負担する健康保険・厚生年金等の社会保険料、健康診断等の福利厚生費、社内外の研修等の費用、会社運営経費等が含まれています。
教育訓練に関する事項	ビジネススキル研修 ハラスメント防止に関する研修 ITスキル研修 情報セキュリティに関する研修
福利厚生に関する事項	年次有給休暇・慶弔休暇・定期健康診断 関東ITソフトウェア健康保険組合の福利厚生施設の利用やその他のサービスを受けることができます。

2025年6月1日付け 派遣労働者数 3人

派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結している

- ・協定対象者の範囲 ソフトウェア作成者（プログラマー・システムエンジニア）
- ・協定書の有効期間終期 2026年9月30日